

真宗中興の志願

——とくに蓮如の本願寺再興について——

細川 行 信

はじめに

1 (細川)

真宗史上、本願寺第八代の蓮如が占める位置は、それまで沈滞していた本願寺教団を、名実ともに再興された点で極めて重要であり、はやくより「御再興ノ上人」といい、こんにち「中興上人」とも申される。しかし、かかる呼称をめぐって、実は、親鸞以来の真宗教団を如何に再興されたかについて『実悟旧記』に「聖人ノ御流ハ、タノム一念ノ所肝要ナリ、故ニタノムト云コトヲバ、代々アソバシオカレ候ヘドモ、委クナニトタノメト云コトヲシラザリキ、然レバ前々住上人ノ御代ニ御文ヲ御作り候テ、雜行ヲステ、後生タスケタマヘト、一心ニ弥陀ヲタノメ、トアキラカニシラセラレ候、然レバ御再興ノ上人ニテマシマスモノナリ」とあり、ここに蓮如における真宗の再興が、まことに要を得て簡潔に述べられている。すなわち当時、蓮如は「弥陀ヲタノム」という表現により、ひろく人々に信仰の帰趨を示されたが、これについては、覚如にはじまる本願寺が、ついで善如より存如にいたるまでの間、いわゆる衰頹の悲運にあつたというものの、果して一体どのような状態であつたであろうか。そして更に、その本願寺を継承すべき家系に誕生された蓮如が、ようやく六歳になられた年の暮、生母の遺された「ネガハクハ兒ノ御一代ニ聖人ノ御一流ヲ再興シタマヘ」(蓮如上人遺徳記)という教訓に対し、立志の後、生涯をかけて如何にその遺訓に応えられたであ

ろうか。而して又、その志願によって再興の業成った本願寺が、どのような意趣の下に営まれたであろうか等の問題について、できるだけ具体的に事例をもとめ、もって、蓮如における中興の意義を考察してゆきたい。

一

覚如の本願寺創立については、その「本願寺」の号が文献上に初見するのは元亨元年（一二三二）で、それは丁度、同じ東山大谷の地にある源空の墳墓が「知恩院」となつてより間もなくであり、おなじ時代に同じように寺院化された事は、歴史的にみて注目されることである。すなわち、覚如は本願寺への寺院化によって、影堂の留守職より本願寺の別当職へと、みずからの地位をたかめると共に、その權威づけによって、そのころ、親鸞の流れをくむ諸派が親鸞の教えに悖る自義を骨張したのを、きびしく破して祖師の遺訓を顕揚したが、こうした破邪と顕正のところに、本願寺創立以後における覚如後半生の辛苦が推察されるが、これに関しては前に愚考を述べた事がある。

ところで、かかる覚如の寺院・權威化による新しい教団づくりも、その意図される通りには抄らず、かえって、同じく親鸞を祖とする仏光寺が、覚如の非難にもかかわらず

ず、次第に強く民衆の中にはいり、その独自の教化は急激に浸潤していった事は、とくに留意しなければならない。かかる仏光寺との相對關係のなかにあって、覚如のあと善如・綽如・巧如・存如と四代にわたり、本願寺はいわゆる寺運の衰微した時代として、而も當時を窺う史料が極めて少ないために、従来ほとんど記述するところがなかった。しかし実は、かかる時代の経過を辿る事により、ここに蓮如の中興が成就した事からして、観応二年（三三二）覚如が寂してから、後に蓮如が本願寺を継ぐ長祿元年（一四五七）までの百年余り、そのころ青蓮院の管領下にあつた本願寺は、天台・聖道門の權勢に如何に対応したのであるか。もっとも、この事に関しては、既に今迄の研究において、善如の時代に本願寺が勅願寺になつたという説（柳原家記録）があり、そののち、本願寺に鑑取役をはじめ御堂衆や都維那などの役職が出来た事、また一方、次の綽如時代には「沙門堯雲」の名により「預諸方助成、祐堂供養」（勸進状）とて越中に瑞泉寺が建立されたこと、そして『本願寺作法之次第』によって知られる如く、朝暮の勤行に六時礼讃が用いられ、亭内における上・下段の結構など、その「上藤フルマヒ」といわれる貴族化への傾向が認められる。しかも、かかる状態の中で、蓮如以前の百年間の本願

寺を語るものとして、以下その関係史料を挙げてみよう。

善如上人・緯如上人両御代ノ事、前住上人仰ラレ候、両御代ハ威儀ヲ本ニ御沙汰候シ由、仰ラレ候、然バ今ニ御影ニ御入候由仰ラレ候、黄袈裟黄衣ニテ候(実悟旧記)

これは、当時の本願寺が山門に準ずる威儀を用いていた事を示し、かかる聖道門的威儀の尊重は、したがって本願寺も外観上、一応ととのえられたものと認められる。しかし、その整備については

上人御家督之初迄ハ、猶山門ヲ憚セ給フ歟、本堂木像ノ御前ニハ、如天台宗ノ護摩之壇ヲ鏝ル有ル由也、勿論、御宗旨之御勤ハ、雖相不替、宗流無何、天台之風聊殘ル(七条日記)

と評される如く、蓮如が継職されるまでは、山門への遠慮からして、本願寺独自の繁栄は望むべくもなかった。この事は、とくに巧如時代において、その衰微はなほだしく『本福寺由来記』には、當時を回想して「御本寺様ハ人セキタヘテ、参詣ノ人一人モミニサセタマハス、サヒノトスミテオハシマス」と載せ、ついで「応永二十年ノ比、シタルタニ仏光寺コソ、名張エケイツノ比ニテ、人民クンシフシテ、コレニコソル」と、仏光寺の賑盛をつたえる。しかも、この『由来記』の記録は、近江堅田の法住がはじめ仏

光寺へまいり、後に本願寺へ参詣する事となった、みずからの見聞にもとづいて書かれたものだけに、蓮如の誕生された応永二十二年(一四一五)前後の仏光寺と本願寺の盛衰が、まことに対照的に述べられたものといえよう。

ところで、当時の仏光寺は東山の汁谷にあり、大谷の本願寺とは同じ東山の西麓で、その間わずかに半里余りしか離れていない。しかも、本願寺が青蓮院のなかにあるのと全く同じように、仏光寺は青蓮院と共に天台三門跡の一つである妙法院の中にあつて、その保護をうけていたであろう事は、この場合とくに注目しなければならない。これについて、前述のごとく『由来記』に挙げる「名帳」と「絵系図」は、すでに仏光寺草創の当時より大いに問題となり、覚如は『改邪鈔』の第一・第二に厳しく指弾する。すなわち「名帳」については「名帳勘録ノ時分ニアタリテ往生浄土ノ正業治定スル」という邪義、さらに「絵系図」において、「祖師先徳ノオシヘニアラザル自義ヲモテ諸人ノ形体ヲ安置」した事は、いづれも「祖師ノ一流ヲミダル」ものであるが、しかし、かかる具体的な手段が「渴仰ノタメ」・「恋慕ノタメ」に用いられた事からして、かかる方法での教化が広く世俗の望むところであり、ここに仏光寺盛衰の原因が窺知される。

かかる仏光寺の世俗化に対して、本願寺は前述した如き聖道門権勢への追従から、外面的な威儀を重ずると共に、宗義の理論化において、ようやく命脈を保っていたようである。これについて、後世の真宗史家・玄智景耀（一七三四—一八二三）が、その著『大谷本願寺通記』に善・紳・巧・存の四師の時代、およそ百年間の本願寺について、旧記の伝わらない事を述べたあと「然承応年中東肥有_二黠徒_一漫言、四師專談_三理法_一、以_二威儀_一為_二本_一、故本山亡居」（卷一）と記した事は注意すべき事であり、承応年中（一六五二—一五五）東肥の黠徒が申した言葉を、わざわざ集録したところに、漫言とはいえ玄智もまた同感を覚えたに違いない。

二

専ら理法を談じ、威儀を以って本とするところの本願寺を、真宗本来の伝統精神にかえし、その伝統に立つ本願寺として蘇生させるためには、きびしい自己批判がなされなければならない。しかも、一方では本願寺の理法化への傾斜に対して、仏光寺が事相をこととして世俗的信仰へ墮するところの批判も亦、同時に行われねばならないところに、まことに言いつくしがたい苦難が予想される。すなわ

ち、この事に関し、ようやく立志を迎えられた蓮如について「先師十五歳ヨリハジメテ真宗興行ノ志シ頻ニシテ、一宗ノ中絶セルヲ前代仰立ラレザル事ヲ遺恨ニ思召、如何シテカ、ワレ一代ニヲイテ聖人ノ一流ヲ諸方ニ頭サント、常ニ念願シタマヒ、終ニ再興シ給ヘリ」（蓮如上人遺徳記）と伝えるように、それまでの弊風を根底より打ち砕くと共に、すでに父・存如によって開拓されつつあった教線を、ひろく諸方に及ぼすべく、ひたすら伝道に尽くされたことを物語る。

このうち、旧例打破については、当時、本所・青蓮院の権勢に追従する事を余儀なくされ、聖道門的威儀を最も重んじていた善如・紳如の時代について、その陋習を厳しく批判するとともに「アマタ御流ニソムキ候本尊以下、御風呂ノタビゴトニヤカセラレ候」（実悟旧記）といい、あるいは「他流ニハ名号ヨリハ絵像、絵像ヨリハ木像トイフナリ、当流ニハ木像ヨリハ絵像、絵像ヨリハ名号トイフナリ」（同上）として「御本寺御坊ヲバ聖人御存生ノ時ノヤウニ」（同上）と、かつて祖師・親鸞筆の十字尊号と同じく、蓮如みずから「愚禿親鸞敬信尊号」と誌した名号本尊を、今日も猶いくつか伝えるほか、数多くの六字名号を書かれている。また、先に少しくふれた如き勤行の簡素化におい

て、聖道門的威儀よりの脱皮をはかり、さらには「千ノ物ヲ百ニ選ビ、百ノ物ヲ十ニ扱ハレ、十ノ物ヲ一ニ早ク聞分ケ申様ニト思召サレ」(蓮淨記)と、いわゆる「御文」を作られた事は、それが「凡夫ニテ在家ニテノ一宗興行」という真宗の伝道にとって、まことに時宜に適したものと申さねばならない。

しかし、かかる蓮如における伝道には、それが単に世人の要望に応える事のみでなく、確乎として祖師の伝統の上に立脚しているところに、あくまで報恩行としての伝道があったと云わねばならない。そして、かかる報恩伝道の旅として、蓮如は前後三回^③にわたって坂東修行を企てたと、息男・実悟の諸記録に載せられるが、このうち『捨塵記』に次のように書かれている。

本願寺ノ御住持ハ、鸞上人ノ御修行ノ例トシテ、必御一代ニ一度、関東奥州下向セシメ給事也、然而、蓮如上人ハ御一期ニ三ケ度可有下向御所存タリシ、兩度ハ如御本意、三ケ度メニハ越中瑞泉寺マテ御下向アリシ、一番ニハ奥州下郡マテ御下向也、其時、善鸞御房ノ坊跡ノ辺ヲ御通ノ時ハ、御笠ヲカタフケ、彼坊跡ヲ一目モ無御覽侍シトナリ、コレ鸞聖人御不快ノ人ノ事ナレハ、彼坊跡ヲモ御覽有間敷トノ事也、其時ハ鸞聖人御修行ノ例ヲマナ

ハレシニヤ、御カチナレハ、御供ノ人モ一両輩トソキコエシ、御足ニワランツクキ入タル跡マシクテ、御往生ノ砌モトリ出シ、各ニミセシメ給ヒ、カ、ル御辛勞アリツル故ニ、イマ各心安ク侍ルゾ、トノ仰事アリシト也、二ケ度ノ時、国々所々ニ御逗留アリテ、仏法ノ邪正ヲタ、サレ、御勸化ヲウクルヤカラモ、ソノ時ハ多カリケレハ、所々ニ抑留申サレ、路次中モ高駕ヲ進メ申サレシト云々、此度ノ御下向ハヒトハ、蓮祐禪尼ノ忌中ヨリモ思召立ケルトソ、三ケ度ニ及テハ、越中州利波郡井波ノ瑞泉寺マテ御下向也、此寺ハ綽如上人御建立、異朝ヨリワタル所ノ牒状ヲ、禁中^{（ついで）}シテ各披見ノ時、文字停処有之、青門主折節参内トシテ、時芸法印可被見云々、其時有参内、披見候時、速無所停滯、令披見之給間、御勸トシテ連々御申旨有之歟、於越中国、一寺可建立之由、依勅定建立之処也、則武家依被仰下、將軍家ノ為下知、北陸道七ヶ国ノ侍自身罷出テ、普請作事故奉行、早速造畢也、則其時、天子後小松院勅願寺云々、彼寺マテハ御下向也、然而、門中繁昌セシニ依テ、門前成市群集シテ、或ハ参詣輩損シナトセシニヨリテ、他門隣国武士等、偏執ノ諸宗々諸寺ノ偏頗ヲカヘリミ給ケル故ニ、不及御下向、瑞泉寺ヨリ吉崎新坊ニ帰住シ給ヒケリ、文明七年七月事

也

(願得寺旧蔵・実悟自筆本による)

すなわち、これによって初めの宝徳元年・三十五歳(遺徳記)と、次の応仁二年・五十四歳(二期記)の両度は、予定通り東国から奥州へまで出かけられたが、とくに第一回の時は遠路を徒歩で進まれたため、足に草鞋がぐいこみ、その跡は生涯消えなかつたといひ、以つて旅の苦勞とともに、僻地伝道への熱意の程が察せられる。これに對して、三度目の文明七年・六十一歳の時は、その赴くところ人の群集をみたため、越中の瑞泉寺までで引返すこととなり、ついに第三回の修行は成就されなかつたと伝える。而して、これによつて知りうる点は、その修行がそのまま「自信教人信」の伝道の旅であつたという事である。そして、今その伝道が畿内一円から更に『遺徳記』に述べる如く「万国ノ群類コトゴトク弘願ノ真信ニカタブキ、他力易往ノ宗門、此時ニ到テ昌ナリ、是則蓮如上人ノ淵源ノ墾志ノ致勉ナリ」という説明を以つてすれば、まことに蓮如における伝道たるや、広く且つ多くの人々に及んでいと申さねばならない。そして、かかる姿勢での伝道による一宗の再興には、先にも一言した如く「御文」の述作に負うところが大きい。しかも、この「御文」が親鸞の消息を範として、その内容と表現が、多分に『安心決定鈔』によると

共に、当時、蓮如によつて発掘された『歎異抄』の批判精神に学んでいることは、さらに詳しく考察しなければならぬ重要な問題である。しかし、この事については後日の課題として残し、ここでは、理談を専らにした事についての批判に注目したい。

ところで、蓮如以前、専ら理法を談じた事において、當時、天台・山門の支配下にある大谷の本願寺が、次第に理談のみにはしつた事も、聖道門化への傾斜として、一応いたし方のない事ではあつたが、しかし、このままでは遂に浄土門の理念が見失なわれる事となる。ここに、この理念を再確認するところの、峻烈な教団内の自己批判が求められなければならなかつた。今、かかる宗教的立場における批判について、次の如き一例を挙げてみよう。

願誓申上ラレ候、一念発起ノトコロニテ、ツミミナ消滅シテ正定聚不退ノクラキニサダマルト御文ニアソバサレタリ、シカルニ罪ハイノチノアルアイダツミモアルベシト仰候、御文ト別ニキコエ申候ヤト申上候時、仰ニ一念ノトコロニテ罪ミナキエテアルハ一念ノ信力ニテ往生サダマルトキハ、ツミハサハリトナラズ、サレバナキブシナリ、今娑婆ニアランカギリハツミハツクル也、願誓ハハヤサトリテツミハナキカヤ、聖教ニハ一念ノトコロ

ニテ罪キエテトカクナリト仰候キ、ツミノアリナシノサ
 タヲセンヨリハ、信心ヲトリタルカトラザルカノサタ、
 イクタビモくヨシ、ツミキエテ御タスケアラントモ、
 ツミキエズシテ、御タスケアルベントモ、弥陀ノ御ハカ
 ラヒナリ、ハカラフベカラズ、タゞ信心肝要ナリト、ク
 レく仰ラレ候キ

(空善記)

すなわち、ここにいう願誓は蓮如の侍者として、つねに
 聴聞にあずかっていた事が、かえって、理論的な学解にお
 いて滅罪の有無を分別するという、所謂、概念化によって
 躰いた事は、真宗の教えを伝道する上で、とくに自誠しな
 ければならぬ大事な問題である。このことは実に、蓮如の
 意趣が、罪の有る無しの沙汰をする事ではなく、一人でも
 信心を獲得するところに、その本来の目的がある事を明示
 するものである。したがって、一宗の繁昌についても、か
 かる立場よりして「人ノ多ク集リ威ノ大ナルコトニテハナ
 ク候、一人ナリトモ人ノ信ヲ取ルガ一宗ノ繁昌ニ候」(実
 悟旧記)と申されたところに、ふかき志願を偲はずにはお
 られない。

三

さて「一人ナリトモ人ノ信ヲ取ル」ことが、真宗再興の

志願であれば、その為には不惜身命の決意がなくてはなら
 ぬのは当然で、今このことについて、蓮如は「マコトニ一
 人ナリトモ信ヲトルベキナラバ、身命ヲステヨ、ソレハス
 タラヌゾ」(実悟旧記)と申されたという。もつとも、かか
 る伝道の使命感については、かつて承元の法難に際して、
 源空が「タトヒ死刑ニヲコナハルトモ、コノ事イハズハア
 ルベカラズ」(醍醐本・法然上人伝記)といわれ、親鸞また
 辺地に住む人々への伝道を「これ猶師教の恩致なり」(親
 鸞伝縁)と申されたと伝える。すなわち、かかる身を捨て
 て悔のない態度は、そのまま蓮如の伝道にも継承された事
 が知られる。

ところで、かかる伝統にもとづく蓮如の伝道によって、
 本願寺の教団が急速に拡充するにしたがい、それが社会的
 存在として世人注視の的となるや、その世間と出世間、す
 なわち王法と仏法の関係について、蓮如は「王法ヲバ額ニ
 アテヨ、仏法ヲバ内心ニ深く蓄ヘヨ」(実悟旧記)とも「仏
 法ヲアルジトシ世間ヲ客人トセトイヘリ、仏法ノ上ヨリ
 世間ノ事ハ時ニシタガイハタラクベキコトナリ」(同上)
 と示された。しかも、蓮如の王法観については、既に等原
 一男氏も指摘される如く「御文」によれば文明五年十一月
 (帖外二四)にはじまり、なかならず文明七年以後は王法・

仁義を強調されるが、この事は吉崎退去をめぐって、権力者との対応の上で殊に注意を要する事と思われる。しかし、かかる事態の変化にもかかわらず、蓮如は「遺言」の中に「於ニ一流中ニ仏法ヲ面トスベキ事、勿論也、雖レ然、世間ニ順ジテ王法ヲマモル事ハ仏法ヲ立テンガタメナリ、而ニ仏法ヲバ次ニシテ王法ヲ本意ト心得事、當時是多シ、尤不レ可レ然次第也」(発善記)と申されたという事よりして、その不変の実践理念が窺知される。

では、かかる理念にたつて、ひろく真宗を伝道する場合、在地の権力者たる守護・地頭・国人等と具体的に如何なる対応がなされたであろうか。今こうした事例として、吉崎坊の建立に最も尽力した「安芸法眼」と呼ばれる蓮崇が、さらに蓮如の信任を利用し、血気にはやる門徒を煽動した事がある。これによって、いつしか権力闘争の渦中に舞き込まれる形勢にあつたため、蓮如は遂に吉崎を退去するに至つたが、この事に関して『今古独語』に次のように記載される。

去文明ノ比、信証院法印北国行化ノトキ、安芸法眼光業ト云シモノ、寵ヲエテ真俗ノ道ヲ申スカシテ加州ミダレガハシカリシヲ、其権威ニハミカリ、イサムル人モナカリシニ、故法印康兼、阿兄兼祐法印アヒ談ジ、願成就院

法印ヲヨビクダシ奉リ、兄弟三人モロトモニ、ヒソカニ信証院法印ニ申アゲ奉リシカバ、オドロキオボシメシ、ニハカニ光助法印ノ便船ヲマチ、順風ヲエ給ヒ、一日ノウチニ若狭ノ小浜ニ着岸アリテ、ソレヨリ都ニノボリマシマシ、彼佞者ヲ退ラレシ後、都鄙ニ流ノ正意アラハレ、仏法繁昌ノモトキニナリキ

(卷上)

すなわち、この願誓の記述によつて、安芸法眼すなわち蓮崇の権力追従と、蓮如における非妥協の態度が知られるが、こうした姿勢は、さらに蓮如が明応七年(一四九八)の報恩講に際して起草された、いわゆる「大坂建立ノ御文」の中に、次の如く示されている。

ソレニツイテコノ在所ニ居住セシムル根元ハ、アナガチニ一生涯ヲコ、ロヤスクスゴシ、栄花榮耀ヲコノミ、マタ花鳥風月ニモコ、ロヲヨセズ、アハレ無上菩提ノタメニハ、信心決定ノ行者モ繁昌セシメ、念仏ヲモウサントモガラモ出来セシムルヤウニモアレカシトオモフ一念ノコ、ロザシヲハコブバカリナリ、マタイサ、カモ世間ノ人ナンドモ偏執ノヤカラモアリ、ムツカシキ題目ナンドモ出来アラントキハ、スマヤカニコノ在所ニヲヒテ執心ノコ、ロヲヤメテ退出スベキモノナリ (四ノ一五)

これによつて、その意趣をうかがえば、晩年、みずから

大坂に坊舎を営まれたことは、安穩に老後を送るためではなく、ここを法縁の場として、ひろく信心決定の行者・念仏を申す同朋が出来るのを、こころより念願しての坊舎建立であり、若し世間上の事において偏執の者があり、難儀な問題が惹起した時、すなわち具体的には、かつて吉崎における蓮崇事件の様な事がおこった場合、この坊舎に固執することなく、いさぎよく速かに退出すべき事を申し述べられた。したがって、かかる坊舎経営のあり方から推察すれば、それは親鸞における「ツクベキ縁アレバトモナヒ、ハナルベキ縁アレバハナル、」(歎異抄)という姿勢を、そのままに継承するものと申さねばならない。

なお、右のごとく世俗の権力と妥協しない立場から、吉崎退去に際し、蓮如より追放をうけた蓮崇が、その後しきりに赦免を乞うたけれども、蓮如は容易に許可を与えなかったという。今この事情について、関係の史料を挙げれば次の通りである。

仰ニ、加賀ノアキ、アヤマリヲモナヲシタルヨシヲ御門徒シテワビ候ハギ、ユルスコトモアルベキニ、細川玄蕃頭ヘツゲテ権家ニテワビ候アヒダ、ユルサズト仰候キ

(空善記)

安芸蓮崇、国ヲクツガヘシ曲事ニ付テ御門徒ヲハナサレ候、前々住上人御病中ニ御寺内へ参リ御佗言申候ヘドモ、トリツギ候人ナク候シ、ソノ折節前々住上人フト仰ラレ候、安芸ヲナヲサウト思フヨ、ト仰ラレ候、御兄弟以下御申ニハ、一度仏法ニアダヲナシ申候人ニ候ヘバイカバト御申候ヘバ仰ラレ候、ソレゾトヨ、アサマシキコトライフヨ、心中ダニナヲラバ何タルモノナリトモ御モラシナキコトニ候ト仰ラレテ御赦免候キ、ソノ時御前へマヒリ御目ニカ、ラレ候トキ、感涙置ニウカミ候ト云々、而シテ御中陰ノ中ニ蓮崇モ寺内ニテスギラレ候

(実悟旧記)

すなわち、蓮崇は蓮如の機嫌をおもんばかってか、蓮如を直接たずねずに、そのころ「半將軍」といわれ、蓮如とも親しかつた細川政元に依頼し、その政元を通じて詫びを入れたというが、実は、このような権勢家を介した事こそ「仏法ニアダ(仇)ヲナス」行為であり、この事が蓮如にとって許し難い唯一の理由であったと考えられる。しかも、これについて、蓮如の心を領解する人が意外に少なかったという事は、蓮如にとって「アサマシキコト」であり、「心中ダニナヲラバ、何タルモノナリトモ御モラシナキコトニ候」というところに、改悔・懺悔する念仏者をうかが

いうると共に、当時、病牀にあって、ひたすら蓮崇の帰参を待つ蓮如の深い思遣りが偲ばれる。而して、この間の事情については、後に実悟が「コノ上ハ御臨終モチカクミエケルマ、近所マデマイリ候へ共、カ、ル徒者ヲ御ナホシ候テハ外聞モ如何ノヨシ各々申候ツレドモ、カ、ル徒モノヲナホスガ当流ノ規模ナリトテ、メシ出シ侍シカハ、アリカタキ事ト思泣ヨリ外ハナク悅申サレシカ、廿二、三日比ニ出仕申サレ御往生ニモアヒタテマツリ御葬送ニモアイタテマツル事ヲヨロコビ、ヤガテ廿八日ハヤ安芸法眼モ往生セシ也」(願成就院事並安芸法眼事^⑤)と記録することによって、さらに赦免後の状況をも彷彿として窺知されよう。

以上のごとく、権力者との対応関係について、蓮如は常に厳しい批判を以って接しられたが、就中その伝道においては「マコトニ一人ナリトモ信ヲトルベキナラバ、身命ヲステヨ、ソレハスタラヌゾ」(実悟旧記)と仰せられる通り、そこには、全く命懸けの伝道精神が実感される。そして、こうした伝統は、さらに次の実如(一四五八〜一五二五)においても猶まもられたようである。今、この事に関し、実如の奏者・上野(蓮秀)に、そのころ播摩・美作・備前の三カ国の守護であった赤松が、実如秘蔵の「チヂミ栗毛」の名馬を所望していたが、上野は自らの一存にて断

ったところ、後この事を知った実如は「上野ガ不器用トハソノコトヨ」といい、さらに次の如く申されたと伝える。

惣ジテ赤松ト申モノハ、御一宗ニ怨ヲナシ、播摩一国ノ門徒ノ者ニ念仏ヲサへ、コ、ロヤスク申サセヌ者ニテ候、播摩一国ノ尼入道ニコ、ロヤスク念仏ヲモ申サセ仏法ヲモ聴聞サセ候ハ、タトヒ御身ヲウラル、トモオシカラズト思召候

(栄女記)

すなわち、ここに端無くも、私情を超えて事に当る実如の意志を窺いうるが、これこそ、父・蓮如における伝道の姿勢を如実に受けつぐものと申さねばならない。

むすび

以上、蓮如が母の遺言を胸底ふかく念持し、ひたすら「聖人ノ御一流ヲ再興」する事に、その苦難な生涯を尽くされたについて、できるだけ当時の実態を把握しながら、私なりに中興の意義を考察してきた。

このうち、まず蓮如前代を顧み、そこに真宗として根本的に改めねばならぬ事として、威儀を本にし専ら理談を事とした本願寺に対し、事相に偏執して世俗の信仰に墮した仏光寺とを対照しながら、当時の本願寺における聖道門化を考え、それによる民衆からの遊離をうかがってきた。そ

して、この事から次に、蓮如が真宗再興のため非真宗的なものを厳しく批判すると共に、親鸞の遺徳を念報して、真宗興行のために伝道一筋に生きられたが、ここで注目すべきは、その伝道における姿勢である。すなわち、蓮如は世間の中であって、世俗の権力と妥協することなく仏法を弘められた事、このことに關して『昔物語記』に「蓮如上人ノ御掟ニ、仏法ノコトヲイフニ世間ノコトニトリナスヒトノミナリ、ソレヲタイクツセズシテ、マタ仏法ノコトニトリナセ、トオホセラレ候ナリ」とあり、身近な世間の事どもを仏法の事に昇華するという、いわゆる世間事の仏法化こそ念仏による伝道の意味があり、かかる伝道に身を捨てて尽くされたところに、真宗中興の意義が語られている事を、ここに私自身あらためて確認したい。

註① 宮崎円遵「真宗に於ける寺院の成立」(龍谷史壇五〇)

② 「祖師の遺訓」(親鸞教学一一)

③ 実悟の記録によれば、蓮如の坂東修行は三回といい、一般に三回説が用いられるが、故日下無倫教授は「蓮如上人の東国教化について」(和国九)の中で、長祿二年をくわえて都合四回とされる。しかし、この時は存如往生のあと北国へ行かれたものの、いわゆる坂東修行の意向があつたかどうか分らぬため、今はこれを加えず従来の三回説に従つた。

④ 『真宗史概説』三〇五―七頁(第七章「真宗における護国思想」の第二節「蓮如」)

⑤ 奥書に「天正三年正月四日徒然のまゝ思出に任せ書注侍り、若勞不可有存知事候、如此注申候詞の紕繆ハ免除せしめ給へき者也 苾芻兼俊三歳」とあり、今は枚方市光善寺所藏の写本によつ